

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長職務代理者 金丸 精孝

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年1月6日付2千子指導発第723号にて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

このことについて、国の緊急事態宣言及び、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年1月7日付2教総総第2115号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおり変更をいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 中止または延期とした教育活動の期日の変更

中止または延期とした次の教育活動の期日を、1月31日から緊急事態宣言の解除される日までに変更する。

○全ての部活動（大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等を含む）

○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動

2 その他

オンライン学習等への準備については、今後、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるよう、各学校においては「Teams」を活用したオンライン学習、学習計画の作成、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

○指導課統括指導主事

TEL 03-5211-4286

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課教職員人事係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-4229

千代田区立幼稚園・こども園長 殿

千代田区立小中学校長 殿

千代田区教育委員会

教育長職務代理者 金丸 精孝

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

このことについて、東京都教育委員会教育長からの、令和3年1月4日付2教総総第2075号の通知を受けて、千代田区立学校・園の対応についても、感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続することとします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の一層の徹底をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、保護者の皆様にも周知いただくようお願いいたします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただけますようお願いいたします。

記

1 学校・園運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

今後、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行う。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察を行う。（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）

○登校時の健康チェックを行う。

（登校前に行った検温、健康観察について、登校後に確認する）

○教室等における密集を回避する。（幼児・児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）

○30分に1回以上換気を行う。

○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。

○授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理

せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)

- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動や1月9日からの三連休の外出を自粛する。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

① 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

② 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

③ 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動や1月9日からの三連休の外出を自粛する。

3 教育活動に関すること

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(2) 授業について

【小・中学校】

- 最終学年以外の児童・生徒において、学年内に計画している指導内容を終えることを原則とし、学習の進捗の管理監督を徹底する。それでもなお、学年内に計画している指導内容を終えることが難しい場合は、令和3年度の教育課程を見直し、学習指導要領で指導する学年が規定されている単元を、次学年に移して編成する方法も考えられるが、その際は指導課に相談する。
- 最終学年においては進路の指導に配慮し、指導内容の精選や短時間学習を弾力的に実施するなどして、学年内に計画している指導内容を確実に終えるようにする。

【幼稚園・こども園】

- 発達段階を考慮し、育てたい幼児の姿を明確にし、感染防止の配慮をした上で、可能な限りの保育の質の向上に努める。

(3) オンライン学習等への準備について

今後、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるよう、各学校においては「Teams」を活用したオンライン学習、学習計画の作成、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(4) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

○各学校においては、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は、十分に対策を講じることができない場合は、実施を控える。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

○幼稚園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動が長時間とならないよう、発達段階に応じた保育時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

(5) 中学校部活動について

○1月31日まで、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

(6) 学校・園行事について

○1月31日まで、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動は中止または延期する。

○指導課統括指導主事

TEL 03-5211-4286

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課教職員人事係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-4229